

# 文化庁月報

No.387  
2000年12月号

## CONTENTS

### 特集／文化財保護法五〇年記念

〔巻頭言〕

文化財保護法五〇年に思う

鈴木 勲

〔解説〕

文化財保護法と五〇年記念事業について

文化財保護部

〔紹介〕

京都国立博物館の

五〇年のあゆみと特別展の開催

若杉 準治

民俗芸能の

ネットワークを拡げる三つの取り組み

城井 智子

町並みを文化として守る

―各地で記念シンポジウムを開催―

中嶋 耕

地域の埋蔵文化財を守り、

活かす活動を展開

（附）岐阜県文化財保護センター

伝統芸能における

伝承者養成の現状と課題

織田 紘二

文化財の保存修復の現状と課題

渡邊 明義

## ACA NEWS

- 平成12年春・秋の褒章、叙勲受章者が決定……………33
- 重要文化財彦部家住宅主屋ほか  
4棟保存修理工事完了……………36
- 「平成12年度我が国の文教施策  
―文化立国に向けて―」を発表……………38
- 自宅がキャンパス「放送大学」〈募集要項〉……………40

## イベント案内

- 東京国立博物館「特集陳列 キリシタン関係遺品」／41
- 東京国立近代美術館工芸館「ドイツ陶芸の100年  
―アール・ヌーヴォーから現代作家まで」／42
- 東京国立近代美術館フィルムセンター  
「フィルムは記録する2001 日本の文化・記録映画作家たち」／43
- 第15回「大学と科学」  
公開シンポジウム「世界の文化遺産を護る」／44

新国立劇場 スポットライト／45

1月の国立劇場／46

芸術文化振興基金ニュース／47

表紙解説／編集後記／48

## 連載

- MEDIA ARTS GALLERY◎  
『老人と海』／20
- Cross Road  
首藤康之さん／21
- これからのアートマネジメント◎  
―アートにおけるNPOの可能性②／24  
熊倉 純子
- らんぱん  
サンシティ越谷市民ホール／26
- 日本の伝統美と技を守る人々―団体編◎  
全国重要無形文化財保持団体協議会／27
- 地域発 文化で国際交流◎  
和歌山県／30
- ことばの万華鏡◎  
人間関係と意見の主張／32  
水谷 修

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。  
（ホームページアドレス）<http://www.bunka.go.jp/>  
（ウェブマスターメールアドレス）[webmaster@bunka.go.jp](mailto:webmaster@bunka.go.jp)

# 紹介 伝統芸能における伝承者養成の 現状と課題

国立劇場調査養成部長 織田紘二

## ●実績

昭和四一年秋に開場した国立劇場の業務は伝統芸能の「公開」「調査研究」「養成」の三本柱から成っていた。その後平成二年の「芸術文化振興基金」設立、平成一〇年の「国立劇場」開場など、その組織と事業内容は拡充されたが、「伝承者養成事業」は依然として重要な役割を担っている。

歌舞伎俳優養成は昭和四五年から始まり、既に一五期の研修生を送り出し、就業者は八一人で、全歌舞伎俳優の二六・六％。昭和五〇年からの歌舞伎音楽「竹本」は二三人で、全体の八〇％を占めている。同じく歌舞伎音楽の「鳴物」は五六年に開講し一期一三人、二七％。国立演芸資料館（演芸場）は昭和五四年に開場し、翌五五年から「寄席囃子」の研修が開始され平成五年の九期生までの一五人は全体の六五％。平成七年には「太神楽」の研修も始まり、三名が就業している。以上が本館（三宅坂）の担当。大阪文楽劇場の文楽三業は昭和四七年から研修を始め一八期三九人。大夫の三五％、三味線の五二％、人形の四三％、技芸員全体の四三％を占める。昭和

和五九年から始まった能楽堂の能楽三役（ワキ方、狂言方、囃子方）は新人研修三年、既成者研修三年の六年制で、四期生までの一七人が就業している。

養成事業の成果を、数をもつてのみ評価判断すべきではないが、たとえば歌舞伎の場合でいえば、一応幹部並に扱われる名題俳優に占める研修修了生の割合が一三％であるのに対して、歌舞伎の舞台を下支えする名題下俳優は四四％とほぼ半分が養成出身者によっているという現状は、養成事業なくして歌舞伎は成り立たなかったともいえる。ことに「竹本」などは占有率八〇％にも及んでいる。歌舞伎義太夫はまさに国立の養成なくしては考えられなく、歌舞伎の危機を救った三〇年の成果といって良いだろう。

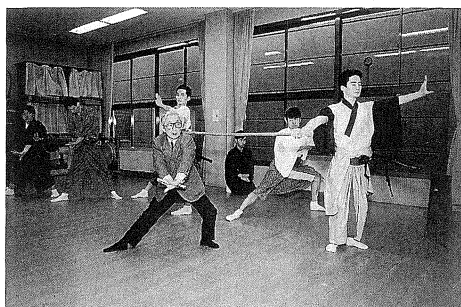
## ●現状

過去三〇年余り、大きな成果と実績を挙げてきた養成事業だが、現状は決して順風満帆というわけではない。平成一二年一〇月現在の研修の現状は、歌舞伎一六期生二名（平成一四年修了予定、昨年初めて募集した歌舞伎音楽「長唄」一期生二名（平成一三年三月

修了予定）、「寄席囃子」一〇期生六名（同じく、「太神楽」二期生一名（同じく）、能楽六期新人研修六名、既成者研修七名（平成一三年修了予定）、文楽一九期生二名（平成一四年修了予定）。

どのコースも進捗状況は概ね順調のようだが、既に次の募集にとりかかっている来年は歌舞伎音楽「長唄」「鳴物」「寄席囃子」「太神楽」の募集を企画している。「竹本」は今年（平成一二年度）二名で出発したが、残念ながら九月の適性審査で二名とも不適性となり一六・一七期連続で研修生がゼロになった。来年度の募集も考えたが、この際既成者研修に比重を移すことも重要との判断から新規募集は見送ることになった。歌舞伎の適性審査も九月に実施したが、一二人中三名については年内に再度の審査をすることにした。これまでにない厳しい査定で、時代は「量より質」への転換を求めている、との判断が根底にある。

国立劇場の伝統芸能養成事業は業界の需要に見合った要求に応じて供給するのが目的であり、ゆえに研修修了生には必ず就職の道が開かれている。逆に求めがなければ行いう必要もないし、需要が満たされればそこで中断ということになる。各種業界団体との叫びの呼吸が大切であると共に、極めて限られた世界にならざるを得ない。それでも伝統芸能の伝手は決して多くない。本来、伝統芸能の伝



研修風景 講師は中村又五郎主任講師

承は個から個へ、親から子へ、師匠から弟子へ、と継承されてきたもので、何年もの辛い厳しい徒弟制度の下での修行によって芸は伝えられてきた。師匠の家に同居して身の回りの世話から掃除洗濯までして芸を盗む内弟子という制度もほとんどなくなり、芸の習得もVTRやCDによるという時代になった。研修生の意識は近年さらに変わってきており、少子化で甘やかされて育った子供たちと講師の先生方とのギャップが年々広がっている。「近頃の子供は何を考えているのか解らない」との声は、学校や職場・家庭に広まっているが、この世界でも例外ではない。三月末の募集締め切りまで、何名の応募があるか関

係者は胃の痛い思いをするのだが、さて試験となつてからがまた大変である。ほとんどの者が対象となる芸能を知らない。歌舞伎俳優を志望してきて、歌舞伎を一度も観たことがなく、鳴物や三味線に触ったことも聞いたこともない、というのだからこれは大事で、着物が着られないのはもちろん、日本の芸事の基本である正座ができない。研修が始まってまず正座ができず脱落する者が少なくない。時には立ち上がりざま捻挫することがあつたり、骨に異常をきたすこともあり、そうなるに等マイナスから教え込もうというのであるから講師諸先生のご努力と辛抱は言語に尽くしたいものがあるが、その先生方は専任ではない。本来の仕事の時間を割いてのほとんどボランティアに頼っているのが現状である。

## ●課題

課題は既に山積している。平成一三年から中・高の音楽教育に伝統音楽を取り入れられることになったが、明治以来の西洋音楽による教育が一朝にして転換することはないのだから、その成果の出るまで果たして後継者が断絶しないか、という懸念は大きい。長唄と鳴物を「歌舞伎音楽」として括って募集すること一案だと思う。あるいは今後俳優と音楽をまとめて「歌舞伎」と括ることになるかもしれない。できるだけ間口の広い方が選択

の幅が広がって良いと思うが、そうすると二年の研修期間ではないかにも短い。最低一年の基礎課程があつて、専門コースに二年あるいは三年という時間が必要となり、結果、仮に「国立芸能学校」といった構想も議論されるようになってくるかもしれない。肉体に会得しなければならぬ技芸は、幼なれば幼いほど条件が良いのは当然で、俳優修行は子役で舞台に立つことから始まる。そこで一子相伝の家の芸が起り、家元制度も確立した。義務教育との関連も考慮した芸能学校設立の検討が望まれるところである。

新人研修のほか、既成者研修も大切で、勉強会（歌舞伎会・稚魚の会・音の会・上方歌舞伎会・能楽若手研究会）の充実は今後も重要である。年々負担が大きくなっている講師先生の待遇改善や、協力諸団体・会社とのより密接な関係の確立も欠かせない重要事であり、これまで取り上げてこなかった芸能（たとえば常磐津・清元・寄席芸の各種など）にも配慮せざるを得ない状況が近づいているようにうだ。

日本の大切な文化遺産を後世に伝えるため養成事業の果たす役割はますます増大していくのだと思う。それだけに過去に胡座をかくことなく、時代の趨勢に沿ったシステムやカリキュラムの見直しが必要。伝統芸能といえど時代と無縁ではあり得ないのだから。

## ●秋市堀内地区伝統的建造物群保存地区（山口県）

武家町／昭和51年9月4日選定

伝建制度が制定されて今年で二五年となる。昭和五一年九月に、最初の重要伝統的建造物群保存地区として七地区が選定された。秋市では堀内地区と平安古地区の二地区が選定され、平成三年で選定五周年をおかえる。

秋市は山口県の日本海に面する城下町で、慶長三二（一六〇八）年に城が完成し、一八世紀初頭には城下町としての規模がほぼ固まる。外堀の内側から中堀の間が「三の丸」で、「堀内」と呼ばれて藩の諸役所や毛利一門や家老等の重臣たちの屋敷が並んでいた。明治維新後、屋敷地の主屋の多くが取り壊され、跡地は夏簀相畑などに転用された。保存地区は東西九〇〇メートル、南北七〇〇メートルの範囲で、街路に面する土塀や門と夏簀相畑が歴史的景観を形成している。地区内には重要文化財の口羽家住宅があり、一般公開されている。また、地区東側に近接しては国史跡秋城下町がある。

秋市では、伝建地区だけではなく、町全体について、歴史や自然を活かした景観形成を目指して秋市都市景観基本計画を策定している。さらに、近年は城下の港町であった浜崎地区の保存整備を目指している。秋市内には歴史的な建物や史跡が数多くあり、それらを活かしたまちづくりが積極的におこなわれ、堀内地区はその中心的な存在である。

（文化財保護部建造物課文化財調査官 島田敏男）

## 編集後記

本年は二二世紀という新たな世紀を迎える年であると同時に、文化財保護法制定五〇年という大きな節目を迎えました。

法制定以来、文化財を取り巻く社会環境の変化や国民の間での文化財保護思想の普及等に対応して、保護対象の拡大や保護手法の整備が図られてきました。今日、価値

観の多様化や情報化、国際化の進展など、社会経済情勢の大きな変化の中で、国民の文化財への関心や保護意識は一層高まってきました。

二二世紀においても文化財の保護対象の拡大や保護手法の多様化など、文化財保護の一層の充実が求められていくことでしょう。

今月号では、全国各地で「文化財保護法五〇年」を記念した様々な事業が地方公共団体や公私立博

物館等で実施されており、これらの事業を通して、文化財保護の現状や問題点、更には将来展望等を紹介すべく、関係の方々に執筆をお願いしました。本号により、文化財保護への御理解が一層深まることを期待しております。（Y・T）

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、ご質問、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄や文化庁のウェブマスター宛へお寄せください。

（ホームページアドレス）  
http://www.bunka.go.jp/  
（ウェブマスターメールアドレス）  
webmaster@bunka.go.jp

## 文化庁月報 12月号

（通巻387号）

平成12年12月25日印刷・発行

## 編集—文化庁

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

## 発行—株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 編集 03(3571)2126

販売 03(5349)6666

URL: http://www.gyousei.co.jp

## 印刷所—（株）行政学会印刷所

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価540円 本体514円 送料76円

年間購読料8,480円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

## 広告の問い合わせ・申し込み先

（株）ぎょうせい営業部広告課

電話03(5349)6657（ダイヤルイン）

©2000 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文用紙に再生紙を使用しております。